

消費者と事業者の契約ルール 消費者契約法(Ⅳ)

消費者団体訴訟制度

内閣総理大臣認定の適格消費者団体が、「事業者の不当な行為に対する差止請求ができる」という制度です。施行されてからこれまでに(平成23年1月現在)、全国で9団体が認定を受け、消費者の安全を守るべく、日々活動を広げています。広島県でも「特定非営利活動法人消費者ネット広島」が認定を受けて活動中です。

